平成２４年（フ）第９４３２号
東京都江東区東砂２丁目13―６―202
債務者　戸田　　清
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４３５号
千葉県柏市新富町１丁目２―58―202
債務者　奈良崎正彦
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４３６号
千葉県柏市新富町１丁目２―58―202
債務者　奈良崎美香
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４４１号
神奈川県横浜市青葉区青葉台２丁目７―７―205
債務者　飯田　正夫
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４４２号
東京都江東区豊洲４丁目５―７―504
債務者　菊池知代子
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４４５号
東京都大田区仲六郷１丁目27―３―305
債務者　浅野　洋一
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４４８号
東京都東村山市栄町３丁目37―59　第２野口橋マンションヨン406
債務者　前田　数弘
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４５０号
東京都江東区森下５丁目12―６―202
債務者　三上　　誠
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４５３号
東京都江東区大島１丁目１―18―808
債務者　刈田　恵美（旧姓池田・矢谷）
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４７２号
東京都北区赤羽西５丁目４―８―209
債務者　原　みどり
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４８３号
神奈川県大和市福田４丁目19―４　川戸ハイツ２―201
債務者　佐藤　裕子
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４８４号
東京都立川市柏町４丁目２―３　B―101
債務者　櫻井奈々恵（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３１１号
横浜市都筑区中川中央１丁目39番37―605号
債務者　寺岡　　豪
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５５６号
横浜市戸塚区吉田町134番地３　ライオンズシティ戸塚703号
債務者　飯泉　典行
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６３４号
横浜市都筑区荏田南１丁目20番４―701号
債務者　楠原　崇司
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６７４号
横浜市港南区上大岡東２―30―５グリーンハイツ35号室、住民票上の住所横浜市港南区上永谷１丁目35番30―701号
債務者　佐藤由美子
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月３日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部